

(令和4年度現在)

ひきこもり等の若者支援プログラム



- NPO法人が実施する取組に関する「枠組み」として、**目指すべき方向性や概括的な手段・方法等を提示**
- ひきこもり等の**若者の自立支援を図ることが目的**

若者社会参加応援事業



- 上記「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って「訪問相談」「フリースペース」「社会体験活動」を実施するNPO法人等の民間支援団体等を登録し、都民等に周知
- 登録団体数は20団体(令和5年12月末時点)

(見直しに向けた検討)

- **中高年層を含めた全年齢の当事者・家族が利用できる居場所等を増やすため、若者向けの活動が中心となっている団体だけでなく、より柔軟に団体登録を行う必要がある。**
- 民間支援団体の支援の方向性や統一的な基準等を示すのではなく、当事者の自主的な活動や、地域家族会も含め、**多様な社会資源を受容する必要がある。**
- 都がより多くの地域資源を登録し、区市町村を含め周知することで、**当事者・家族が安心して利用できる居場所等の選択肢を広げる必要がある。**
- 高額な費用の請求や当事者の意思を無視した支援を行う事業者が問題となっているため、**一定のスキルとモラルを持つ事業者に関する情報を発信する必要がある。**

(令和5年度以降)

提言「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」

提言の理念を現行支援プログラムに反映

ひきこもり等のサポートガイドライン

サポートガイドラインでは、支援対象を若者に限定せず、**家族を含む全世代を対象とし、支援の目標を「自立支援」ではなく、当事者やご家族の尊厳と自己肯定感の回復とする。**

全世代を対象とした社会参加応援事業へ

○上記「ひきこもり等のサポートガイドライン」の方針に沿った支援を行う団体と連携協定を締結し、都民等に周知 ↓

目的

安心して利用できる地域資源をより多く、区市町村や広く都民に周知することで、当事者・家族が利用できる様々な種類、方式（リアル・オンライン等）の支援の選択肢を広げる。